

# フルハーネス型安全帯使用作業特別教育

労働安全衛生規則の一部改正（2019年2月1日施行）及び労働安全衛生特別教育規定等の一部を改正する告示により、「高さ2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落防止用器具のうちフルハーネス型を用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）」が特別教育の対象となりました。

(教育カリキュラム・時間)

学科科目	時間
1. 作業に関する知識	1時間
2. 墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る）に関する知識	2時間
3. 労働災害の防止に関する知識	1時間
4. 関係法令	0.5時間
実技科目	
5. 墜落制止用器具の使用方法	1.5時間
計	6時間



**日時** 2019年5月25日（土）  
9：00～16：30（受付8：40～8：55）

**場所** 北上高等職業訓練校

**受講料** 会 員：7,200円・非会員：8,000円（テキスト代含む）

受講料は振込でもお支払いできます。

（振込先：北上信用金庫 大堤支店 普通 0138613 職業訓練法人北上職業訓練協会）

**定 員** 40名

**申込方法** 申込書に必要事項を記入のうえ、受講料、写真2枚（縦3cm×横2.4cm 裏面に氏名記入）を添えて、当協会にお申込み下さい。

「申込書」はホームページ（<http://kitakun.org/>）からダウンロードできます。

**申込締切** 2019年5月17日（金）

**その他** 受講申込キャンセルは講習当日から5日前までとし、受講料から振込手数料を差し引き返却します。それ以降のキャンセルについての受講料については返却できませんのでご了承ください。

職業訓練法人 北上職業訓練協会

〒024-0051 北上市相去町山田2番地42

TEL：0197-81-5577 FAX：0197-81-5578

E-mail：info@kitakun.org HP：http://kitakun.org/